

別表 1（第 3 条第 3 号関係）

対象事業

建造物やモニュメント等の常設のライトアップを行う事業

注 1：建造物やモニュメント等にライトを当ててライトアップすることにより、都市景観の向上及び観光客の誘客につながるものをいう。

注 2：新規事業のほか、過去に実施している事業に加える新たな内容

注 3：デザインに着手済みの事業も対象とする。

助成金の交付の申請をするに当たっては、次に掲げる全ての要件を満たしていること。

(1) ライトアップの実施について、地元等との調整が取れていること（又は取れる見込みであること）。※区市町村からの推薦書の提出が必要（区市町村が申請する場合は不要）

(2) ライトアップを行う建造物について、行政機関等の許可等が必要な場合は、当該許可が取れていること（又は取れる見込みであること。）。

(3) ライトアップに使用する光源は、LEDを活用するなどにより省エネに配慮すること。

(4) アンケート調査等により、ライトアップの効果測定を実施すること（ただし、効果測定の経費は助成対象外）。

(5) 照明デザイナーを活用し、ライトアップの光源配置や照明器具選定等のデザイン計画を策定すること。ただし、照明デザイナーを活用したデザイン計画を策定中または策定済みの場合は、本助成事業内でデザイン計画の策定を行わなくてもよい。

※照明デザイナーとは、過去に光源配置や照明器具選定等のライトアップに係る業務実績を有するものをいう。

(6) 地元等と連携したライトアップイベントを実施すること。

※ 3 年以上継続的な賑わいの創出や地域貢献に努めること（ただし、イベントなどの経費は助成対象外）。

(7) ライトアップのデザインは、他の特許、意匠等の知的財産権を侵害するものでないこと。

(8) ライトアップの安全・防犯対策を行い、事故等のないよう管理を十分に行うこと。

(9) 実施にあたっては、SDGsを意識した取組を実施すること。（プラスチックゴミの削減やリサイクルしやすい素材を使うなど環境へ配慮した取組など）

(10) 法律その他法令等に違反する内容を含む事業でないこと。

(11) 感染症の拡大等、日常生活に大きな支障をきたすような事態の発生により、東京都又は財団が事業内容の変更又は中止等を命じた場合は、それに従うこと。

別表 2 （第 4 条第 1 項関係）
ライトアップモデル事業の助成対象経費

区 分	摘 要
ライトアップのデザイン費	
設計費	
機材・設備・備品の購入費	日用品類等を除く。
工事費	電気工事費、取付工事費等
その他諸経費	助成事業の実施に必要な経費のみ。

※ライトアップに付随して光で演出する経費（必要な常設のイルミネーション等）も助成対象とする。
ただし、ライトアップが主であり、イルミネーションは付属的なものとして、内容、経費共に真に必要と認められる範囲内である場合に限る。

※ライトの点灯に係る電気代は助成対象外とする。

※1 百万円以上（税込）の経費については、3社以上の複数業者から見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。

※事業の実施に伴う収入があり、助成を受けることによって収益が発生する場合は、助成金の額から収益相当額を控除する。

（参考）ライトアップモデル事業の助成対象外とする経費の例

区分	摘 要
助成事業者の人件費	
施設設備等の維持管理に係る経費	固定経費、経常的経費
消費税及び地方消費税相当額	
金券等購入費	
使用実績のないもの	
その他助成事業に直接必要のない経費	儀礼的経費、振込手数料等